

令和元年度行政評価委員会 議事要旨

会議名	葛飾区行政評価委員会 第3回第一分科会
開催日時	令和元年7月10日(水) 午後1時から3時まで
開催場所	葛飾区役所5階 庁議室
出席者	【委員6人】 大石会長、大山委員、折登委員、鈴木委員、千田委員、長谷委員 【区側7人】 事務局(政策経営部長、経営改革担当課長、事務局職員3人) 地域防災課(地域防災課長、地域防災係長)

会議概要

1 開会

(事務局より資料の確認)

2 事務事業の概要説明及びヒアリング

<基本情報>

大石会長：この助成には、特定財源はないのか。

地域防災課：区の予算として補助金を組んでおり、その財源は一般財源である。

大石会長：器具はどの位かかるのか。

地域防災課：物によって金額は異なるが、数千円からである。

大石会長：3万円の補助で、どのくらいの部分に設置できるのか。

地域防災課：施工例を見ると、居室や寝室の全てに設置できるというものではなく、書類棚とテレビとタンスの3点といったように一部の家具に設置している。

A 委員：昔の家のように天井の強度が弱い家だと、3万円では足りないのではないかと。また、家具の置き方によって被害が少なくなる効果もあるので、助成だけではなく、そういった指導も大切だと思う。

B 委員：助成対象者の「満65歳以上の方」という設定は、高齢者を対象にしたということか。

地域防災課：その通りである。

A 委員：障害者手帳を持っていなくても、満65歳以上であれば該当するということか。

地域防災課：世帯全員が満65歳以上であれば対象となる。

C 委員：申請の流れはどのようなものか。施工日程の調整なども区で調整しているのか。

地域防災課：年3回募集している。各締切日までに申請のあったものを区から建築協会に発注し、建築協会で各々の事業者へ振り分け、各事業者から依頼者へ連絡することとなる。

C 委員：依頼者は、業者に施工料を支払った後、区に対して補助金の申請をすることになるのか。

地域防災課：施工状況の写真や施工金額などを確認し、区から建築協会に支払いをしている。

C 委員：最終的に10万円かかった場合、区が3万円支払い、依頼者は残りの7万円を支払うことになるのか。

地域防災課：そうである。

C 委員：3万円かからなかった場合は、依頼者は何もする必要はないということか。

地域防災課：区の補助金申請はする必要はあるが、業者に対しては何もしなくてよい。

D 委員：助成対象者が高齢者や障害者のみとなっているが、乳幼児や小学生の子どもがいる世帯は対象としないのか。

地域防災課：基本的に、この事業の考え方が「自助」である。自分で備えたいが身体的な理由などで、設置できない方に補助をすることとしている。

D 委員：子育て世代でも、そういったところまで手が届かない世帯もいると思うので、高齢者を守ることも大事だが、小さい子どもたちを守ることも大事ではないかと思う。

大石会長：私も大事なことだと思う。提言をまとめていくときに、またぜひご意見を賜りたい。

C 委員：賃貸住宅ではできないのか。

地域防災課：賃貸住宅も対象となるが、あらかじめ管理会社等に承諾を得ることをお願いしている。

E 委員：自身で既に家具転倒防止器具を設置した家具もあるが、設置していない家具に追加して設置したい場合も対象となるか。

地域防災課：助成対象者であれば取り付けることができるが、助成は世帯で1回限りである。

D 委員：窓口申請に来ることが難しい方への対応はどうしているか。

地域防災課：ホームヘルパーさんなど代理の方に申請してもらうこともできる。

A 委員：民生委員もできる。

大石会長：この事業は施策 03「災害発生時に地域で救援・応急活動を迅速に行えるようにします」に位置付けられているが、迅速ということではなく、予防だと思う。施策 01「災害に強く、安全で、安心して生活できる街をつくります」はどうか。後ほど、施策の関連を教えてください。

<実績情報>

大石会長：成果指標「家具転倒防止実施率」で、何がわかるか。

地域防災課：家具の転倒防止の重要性について、本事業の助成対象となる方を中心に区民の皆さまにPR活動を実施しているため、幅広い年齢の方を調査対象としている世論調査の数値を用いて、家具転倒防止の実施率を把握し、本事業の成果の分析ができるのではないかと考えている。

A 委員：区民の関心が低いのか家具転倒防止実施率は低い数字になっているが、町会では回覧板に入れるなどしてPRの強化はしている。

大石会長：家具転倒防止については、本事業の助成対象者だけではなく、多くの区民の方にとって重要な災害対策であるため、補助に関する成果指標や活動指標のみを設定すると本事業の評価としては、観点が少し違うのではないかと思います。

C 委員：高齢者の方にとって、現在配布しているチラシはわかりにくいと思う。まず、申請書を入手しなければいけないことも負担となると思う。仕組みについての説明や実際にかかる金額がわからないので、周知の仕方を工夫する必要があると思う。

<コスト内訳>

大石会長：補助金の欄に記載のある金額を活動指標の「家具転倒防止器具補助実施数」で割ると、1件あたりの平均コストが出るという理解で良いか。

地域防災課：その通りである。

C 委員：30年度の人件費の内訳はどのようなものか。

地域防災課：確認する。

B 委員：3万円の補助金額というのはどのように算出したものか。

地域防災課：建築協会と協議をし、目安として居室にある家具3点程度に設置する際にかかる経費を設定した。

C 委員：29年度より委託料から補助金に変更と記載があるが、これはどういうことか。

地域防災課：28年度までは概算で経費を算出し契約をしていたが、住宅状況により実際にかかる経費は異なるため、事前契約にはなじまないということで29年度から補助金とした。

大石会長：単位あたりコストとは、本事業の経費の総額である補助金と人件費を足した額を補助件数で割った額という理解でよいか。

地域防災課：その通りである。

C 委員：実施する件数が増加すれば、コストも増加すると思うが、所管課としてはコストなどを考慮しても増やしていきたいという意向か。

地域防災課：その通りである。一人でも多くの生命を救えることを考慮していくと決して経費は高いものではないと考えている。

大石会長：怪我人の発生を防げることを考えると、全く高いとは思わない。重要な事業であることを、さらにPRしていくことが大切である。

<今後の方向性>

A 委員：ホームページで周知するというが、本事業の対象者である高齢者でホームページを見る方は少ないと思う。他の周知方法を検討すべきである。

地域防災課：広報かつしかでも周知はしている。大阪北部地震の際にも、広報かつしかに掲載し、反響が多くあった。

大石会長：申請書の簡易的なものをチラシに載せるなど、区民が本事業の助成を利用したいという意思表示を簡単に区に知らせることができる仕組みを構築し、それを受けて、区の方から区民に連絡をとるなど、区民にとって申請しやすい方法を検討してみてもどうか。

A 委員：民生委員など区民にも身近で行政の取組みを熟知している方に協力してもらおうのもよいと思う。

B 委員：地区センターで家具転倒防止に関するセミナー等は実施しているか。

地域防災課：セミナーは実施していないが、関連事業である飛散防止フィルムや感震ブレーカーの設置助成とあわせてチラシを配布している。

B 委員：チラシを置くだけでは、周知不足だと思う。講習会を開催したり、町会や民生委員と協力してPRの強化をしていくべきである。

E 委員：対象者を把握しているならば、直接、チラシなどの案内を郵送してみてもどうか。

大石会長：区民アンケートの結果から防災に関心のある区民は多いので、関連事務事業をまとめ、区民にとってわかりやすいチラシ等を作成し、申請を簡略化し、周知していけば、申請件数は伸びるのではないか。今後、委員会の意見として、PRの方法についても提案していきたい。

C 委員：チラシはどこで配布しているのか。

地域防災課：地区センター、区役所2階福祉総合窓口、5階地域防災課窓口のほか、年1回行政連絡協議会で町会にもお願いをしている。

大石会長：今回の意見を踏まえ、次回、委員会の提言をまとめていきたい。

3 その他

(事務局より事務連絡)

4 閉会